

長崎県^{さいかいし}西海市における女性2名被害の殺人事件に関する
警察の対応の問題点及び再発防止策について

1 事件概要

平成23年10月29日、千葉県警察において、男女間における暴力を伴うトラブルに関し被害女性（23歳）の父親から相談を受理し、傷害事件として捜査中のところ、同年12月16日、同トラブルの加害者である被疑者が長崎県に所在する被害女性の実家に押し掛け、被害女性の母親（当時56歳）及び祖母（当時77歳）を殺害したもの。

2 警察の対応の問題点

(1) 男女間トラブルの重大事件発展性に対する危機意識の不足

習志野警察署においては、被疑者から上申書を徴するとともに被害女性が御両親の保護下に置かれたことで危険性が低下したと考え、その後の相談等への対応に積極性を欠いたほか、傷害事件の捜査着手後も同女性の保護措置を強化したのみで事情聴取開始時期を早めるなどの措置を講じなかった。

(2) ストーカー規制法の運用上の問題

いわゆるストーカー規制法に基づく警告の主体は、警告の申出をした者の住所地を管轄する警察本部長等であるところ、関係県警察間においていずれの県警察が主体的に対応するのかについて必要な協議がなされず、同法に基づく警告や事件化の検討等の対応がとられなかった。

(3) 警察署における組織的対応の不備

習志野警察署では、被疑者をめぐる動向等について、適時・適切な署長報告がなされていないほか、生活安全課と刑事課との間における情報共有が不十分であるなど警察署内における連携が十分に図られていなかった。

(4) 関係県警察における連携の不備

被疑者の動向に関する情報の連絡が関係県警察間において十分になされていないほか、本部主管課を通じることなく関係警察署のみの間で行われていた。

(5) 本部主管課による指揮、指導の不在

千葉県警察においては、本部主管課による事案詳細の把握がなされていない一方、刑事部門においては、事案認知時における警察署から本部主管課への報告がなされていないなど、本部主管課による指揮、指導の機能が発揮されなかった。

3 再発防止策

(1) 意識改革

ア この種事案の特徴の再認識

- 人質立てこもり事件や誘拐事件と同様に、正に現在進行形の事件であり、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きい。